

1 事業名

所沢市税条例の一部改正

2 事業の概要

地方税法の一部改正に伴い、個人市民税におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の見直し及び都市計画税における課税標準の特例に係る引用条項について改正が行われた。

これに伴い、所沢市税条例の一部改正を行うものである。

【改正の主な概要】

- (1) 個人市民税におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の見直しに伴う所要の改正
- (2) 都市計画税における課税標準の特例に係る引用条項の整備

3 他自治体の類似する政策等

地方税法の一部改正を受け、他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

地方税法、地方税法施行令、地方税法施行規則

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表
- ・所沢市税条例の一部改正の概要

議案第45号 所沢市税条例の一部を改正する条例

(寄附金税額控除)

第27条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあっては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第27条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)～(3) 略

- 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

附 則

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第27条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第27条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20

(寄附金税額控除)

第27条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあっては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第27条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)～(3) 略

- 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

附 則

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第27条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第27条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20

条第1項の規定の適用を受けるときは、第27条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第27条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第28条の2第4項の規定による申告書の提出（第28条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下この項及び次条において「特例控除対象寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行つた都道府県知事等に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた都道府県知事等は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

条第1項の規定の適用を受けるときは、第27条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第27条の7第1項及び第2項の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第28条の2第4項の規定による申告書の提出（第28条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行つた地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 略

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第27条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（読替規定）

第10条の2 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第115条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

4 略

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第27条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（読替規定）

第10条の2 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで、第48項若しくは第49項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第115条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

所沢市税条例の一部改正の概要

税目・改正項目	改正の内容
<p>個人市民税</p> <p>(1)個人市民税におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の見直しに伴う所要の改正 (市税条例第27条の7、附則第7条の4、第9条、第9条の2)</p>	<p>寄附金税額控除における特例控除(ふるさと納税)の対象となる寄附金を見直す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①【改正前】 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金は、特例控除額が加算される。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【改正後】 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金のうち、特例控除対象寄附金について特例控除額を加算する。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>②【改正前】 申告特例の対象となる寄附金は、都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金である。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【改正後】 申告特例の対象となる寄附金は、都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金のうち、特例控除対象寄附金である。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>③【改正前】 申告特例控除額の対象となる寄附金は、都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金であり、かつ申告特例通知書の送付があったものである。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【改正後】 申告特例控除額の対象となる寄附金は、都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金のうち特例控除対象寄附金であり、かつ申告特例通知書の送付があったものである。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●【特例控除対象寄附金の対象となる団体の要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 寄附金の募集の適正な実施に係る基準として、総務大臣が定めるものに適合すること。 2 返礼品等を提供する場合は、1に加え次の基準に適合すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 返礼品等の返礼割合が3割以下であること。 (2) 返礼品等が地場産品又は区域において提供される役務等であって、総務大臣が定める基準に適合するものであること。 </div> <p style="text-align: right;">◆令和元年6月1日から施行</p>
<p>都市計画税</p> <p>(2)都市計画税における課税標準の特例に係る引用条項の整備 (市税条例附則第10条の2)</p>	<p>地方税法附則第15条(固定資産税等の課税標準の特例)第50項が創設されることに伴い、引用条項の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">◆令和元年6月1日から施行</p>